

みつなが敦彦議員	一般質問 . . . 1
さこ 祐仁 議員	一般質問 . . . 7
西脇 いく子議員	一般質問 . . . 13
他会派の質問項目	. . . 20

9月定例会 一般質問

みつなが敦彦議員（日本共産党・左京区）

2016年9月20日

## 山城南医療圏の医師確保と地域医療の充実を

【光永】日本共産党の光永敦彦です。通告により、知事並びに関係理事者に質問いたします。

まず、府南部地域の医療と介護をめぐる課題、とりわけ山城南医療圏について数点伺います。

本府では、二次医療圏を単位として、地域医療構想調整会議で2025年の病床数や機能等のあり方について検討が積み重ねられ、本議会に京都府地域医療構想中間案が報告され、今年度内に策定予定としています。今後、2018年の介護報酬と診療報酬のダブル改定により、医療提供体制や介護施設等の淘汰と再編が狙われるも、2025年のあるべき医療や介護、そして2040年にむけた地域のあり方をどう描いていくのか、自治体の役割が厳しく問われています。

さて山城南医療圏は、2025年以降も推計では高齢者の人口が増える地域であり、先の国勢調査によれば、2040年の推計では、西部の木津川市と精華町は人口が増え、高齢化率は22～23%代から29%前後へと大きな変化はないものの、東部の笠置町、和束町、南山城村は、2人に1人以上が高齢者となると推計がされています。

同医療圏では、2025年の必要病床数の推計は、病床機能報告と比べると、高度急性期は無く、急性期が164床減って259床に。回復期はほぼ同数の110床、慢性期は2倍の128床となる一方、全体の病床数は30床減ると見込まれています。このままでは、必要病床を削減した上に、在宅への流れを強めることになっても、現実には笠置町には開業医さんがお一人、南山城村もお一人、和束町は昨年10月に高齢により診療所が一つ閉鎖され、現在60歳代後半の所長が支える国保診療所一つと開業医一つの二か所のみとなっています。

こうした中、昨年度から在宅医療・介護連携事業が相楽医師会を軸に取り組みはじめています。しかし今の医療資源では、とくに東部では開業医が訪問診療に出ることは厳しく、在宅での生活を支えるには、ヘルパーや訪問看護が不可欠ですが、いずれも有資格者が足りておりません。まさにギリギリの状態となっています。また、山城総合医療センターは地域医療と連携し中核的な病院としての役割を果たすことが求められています。

しかし、整形外科医は常勤医1名で内科医も不足しており、高齢化が進む地域において、その充実喫緊の課題となっています。そこでまず、現状をどう認識し、医師不足対策をどう具体的に充実を図るのか、お答えください。また、病院と診療所や在宅をつなぎ、また介護保険を使っていない方々も多いため、これらを継続的に見ていくための公的なマンパワーが必要となります。したがって、保健師を在宅コーディネーターの役割も含めそれぞれの自治体に配置することが、今ある医療資源を活用し、患者さんや家族、高齢者の暮らしを支える上で急がれると考えます。その点での本府の考え方と支援策はどうされますか、お答えください。

## 患者が自力で通える交通アクセスの保障を

【光永】さて、和東町では身近で買い物ができる商店は数件しかなく、今やコンビニが一番主力のお店ですが、配達はしません。そうすると、車が運転できなくなれば在宅での生活は支えられなくなってしまいます。南山城村や笠置町でも同様の傾向です。また木津川市でもタクシー台数が少なく、雨の日は全く足りません。バスも本数が少ない、あるいは地域によってはありません。したがって、在宅の流れを強め、その受け皿システムづくりを進めたり、健康寿命を延ばすことを目的とした取り組みだけでは限界があり、できるだけ買い物も含め、特に、診療所に通える条件をいかに整えられるかが、今の地域で生活していく上で、また地域そのものを持続していく上で、解決すべき大きな課題です。介護の場合は輸送手段がとられている場合もありますが、医療の場合は、訪問診療が厳しい中で、自力でできるだけ通える条件を整えてこそ、日常的な管理をしていくことができます。その点で移動介助等の交通アクセスの保障をどう具体化し、そのための支援策をどう検討しているのか、御所見をお示しください。

## 「定住自立圏」は近隣市町村の切り捨てにつながりかねない

【光永】この問題の最後に、現在、三重県伊賀市と南山城村、笠置町で協定の承認が審議されている「定住自立圏」についてです。これは、政府のすすめるコンパクト化・ネットワーク化の一つの形態で、「中心市を軸に協定にもとづく相互連携が行われる」とするもので、結果として近隣市町村を切り捨てることにつながりかねません。

今回の協定について、住民的な説明や論議、精緻な検討なく、協定ありきで進められていることは重大と考えます。そこで、山城南医療圏という観点から考えた場合、中心市の伊賀市は、救急体制が厳しく、すでに名張市の公立病院と広域で二次救急輪番制をとっておられ、府域の患者さんの受け入れについては、伊賀市の病院にかかりつけの場合のみ例外で受け入れている状況であります。また診療体制の状況により、宇治徳洲会病院や木津川病院まで搬送もされています。このように今でもギリギリの体制で救急搬送がされているのに、相楽中部消防の救急車が、伊賀市や名張市まで搬送していくことによる、新たな調整や負担が増える等、目いっぱい状況のバランスが崩れはしないでしょうか。また、伊賀市の病院から退院された場合、日常的なかかりつけ医や病院の対応をどうしていくのか、さらに病院への住民負担金がどのようになっていくのかなど、まさに住民のいのちと地域の医療の在り方がかかった問題だと考えます。地域医療構想を検討している本府として、これらの問題にどう対応しようとしているのか、基本的な見解とともに、拙速なやり方について見直すよう要請すべきではありませんか。いかがですか。

【知事・答弁】光永議員のご質問にお答えします。

府南部地域の医療と介護をめぐる課題についてでありますけれども、高齢化の進展に伴いまして、特に整形外科医の場合は医療機関からの派遣要請が急速に増えている現状があります。山城総合医療センターにおきましても、常勤がいけないという時期があったわけでもありますけれども、こうした中で私どもは、平成 24 年に常勤医師を派遣、さらに平成 27 年 6 月、府立医大から非常勤医 1 名の増員が図られ、現在 1 名の常勤医と 4 名の非常勤医が配置されています。山城南医療圏の特徴というのは、京都の中でも一番他の医療圏との連携が深いところでありまして、奈良県に大体 4 分の 1 ぐらい、そして山城北と京都市の医療圏にまた 4 分の 1 ぐらい出ているというのは、他の医療圏には見られない特徴となっておりまして、これは交通の便とかですね、地勢的な要素もあると思いますので、こうしたものを総合的に考えていかなければならないという点はあるかと思いますが、整形外科医につきましては、まだまだ常勤 1 名ということでは、私も足りないということで、現在府立医大と医療センターの間で協定が進められておりまして、府立医大の方からは具体的に提示もされているようでもありますけれども、今、診療範囲の調整をですね、府立医大と医療センターとの間で行っているようでもあります。出来る限り早くその調整がつくことを願っておりますし、私どもも速やかに増員が図られるよう支援をしてまいりたいと考えております。

内科医につきましては、今年度から 12 名から 15 名体制に増員されましたので、その面では、医療施設に勤務する内科医は、この医療圏としてはですね、着実の増加しているという感じがしております。そうした中で、南部地域における地域医療の中核を担う山城総合医療センターが医師を確保できるよう、これから

も支援をしていきたいと思っております。

次に在宅医療との間をつなぐ人たち、在宅支援についてでありますけれども、高齢者の方がやはり介護や療養が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らしていただけるように、これまでから私も地域包括ケアの推進に取り組んでまいりました。とりわけ、在宅における医療・介護の連携につきましては、平成 23 年度から高齢者のスムーズな入退院を支援する在宅療養あんしん病院登録システムを構築いたしました。すでにあんしん病院 139 機関、うち山城・乙訓でも 30 機関が登録されております。こうした制度のうえに、これを円滑にサポートするために、在宅の療養コーディネーターを約 400 名養成しております。コーディネーターには、これは医師とか看護師とかケアマネージャーなど多様な人材が登録されておまして、それぞれの立場からですね、在宅医療・介護連携を推進しているところでありまして、そのうえで地域包括支援センターが中心となってですね、地域包括ケアの大きな枠の中で医療・介護サービスが切れ目なく提供される環境整備というのが一番大きな前提として必要ではないかということで、そのところを私どもは地域包括の推進機構もつくって図っているところでもあります。なお、市町村の地域包括支援センターにおきましては、この 10 年間ですでに保健師が 76 人配置されているところでもありますけれども、京都府といたしましてはまだまだ足りないということで、保健師の人材育成にあたり市町村と連携して体系的な研修プログラムを実施し、資格向上を図るなど、市町村の支援を行っているところでもあります。

それから医療機関への交通アクセスでありますけれども、これから南部地域では、2025 年に約 6 万人から約 10 万人に 75 歳以上の後期高齢者が 1.7 倍増大する見込みとなっております。このため、寝たきり等の症状により、医療機関へ通院することが困難な方々には、訪問診療や訪問介護などにより医療の提供が必要になってまいります。京都府におきましては、医療・介護総合確保基金を活用いたしまして、訪問看護ステーションや訪問診療を新設・拡充する医療機関に対し、必要な整備のための支援を行ってまいりましたけれども、一方医療機関へ通院することが可能であっても、要介護認定を受けた高齢者には、介護保険による介護タクシーや通院介助、一人では公共交通機関などを利用することが困難な高齢者、障害のある方などには、福祉有償運送や外出支援サービス、そして自家用車などの移動手段のない方は、コミュニティバスなどの運行が図られているところでありまして、こうした点については京都府も車両購入助成などについて支援を行っているところでもあります。しかしながら、超高齢化社会の到来を見据えますと、これからサービス量の不足や高齢者のニーズの多様化が懸念をされてまいりますので、市町村による乗り合いタクシーや NPO によるスマートフォンを活用した支え合い交通などの地域に必要な応じた医療支援の取り組みが広がりつつありますので、こうした点をしっかりと支援をしていくと同時に、小さな拠点事業を通じまして、こういうサービスを一括化していくという形で、私どもは高齢化社会に備えられるコミュニティの形成に努めていきたいというふうに考えているところでもあります。

次に定住自立圏についてでありますけれども、基本的に住民の皆様が、どういう形でその地域の自立を目指すかということは、これはもう市町村の皆様の専権的な事項でありますから、それについて京都府が云々という形には、私はならないというふうに思います。この定住自立圏につきまして、南山城の村長さんから、「知事、こういうことやりますよ」という通告をされただけでありますので、私は、それはもう市町村の自治でありますから、「どうぞ市町村の方で判断をしていただきたい」というふうにお答えをいたしました。これにつきましては、協定市におきましては、圏域住民が安心して救急医療を受けられるよう関係機関と協議を図るとされているところでありまして、今後具体的な取り組みが検討されるというふうに思っているんですけれども、この前、国道 163 号の北大河原バイパスが開通いたしました。この地域の交通アクセスもどんどん良くなっているわけでありまして、各市町村が提携を結んで、今後の超高齢化社会においてさらに柔軟な対応ができるようにいろいろ工夫されるというのは、私は悪いことではないなというふうに思っております。そうした中で、より良い受け入れ体制がしっかりと整備されるように、これはそれぞれの市町村からご相談があった時には、支援をしてまいりたいと考えているところでもあります。

## 地域の連携した医療を支援するために保健師を配置を

【光永・再質問】再質問をさせていただきます。

圏域全体では 30 床ベッドが減るという計画案が推計として出されておりましたけれども、在宅の流れを全体として強めていく状況の中で、ベッド数が削減されていくということだけでは、地域医療はまさに崩壊してまいりますので、こういうこと自身を国がやってきているわけですけど、これに乗っかっていかないとい

うことが今大事ではないかと改めて考えています。と同時にですね、そういう地域医療を支えようとするれば、その中核的役割を担うのは山城医療センターですから、この医療センターは現在第三次経営改革を持っておられるようで、毎年5人ずつ医師数を増やそうというふうに検討されるとお聞きをしています。それが実現できるように、今あった整形もそうですけれど、今日は主題ではありませんが、産婦人科医もそうですが、それら本府の努力を強く求めておきたいと思っておりますが、そういうことをやりつつも、他方では医療連携ということで地域の連携をやっていくことになれば、まさに今ぎりぎりの状態で医療が保たれていると、特に救急はぎりぎりの状態ですから、やはりその支援を考えるうえでは、圏域内でことを解決していくという基本的な考え方というのが、私は必要だというふうに思いますので、その努力は本当にしていただきたいというふうに改めて考えています。それは求めておきたいというふうに思います。

そこで再質問ですけれども、地域医療や介護を考えるうえでは、公的な責任というのが当然重要だと考えておりまして、私、本当に痛苦の反省というか、忸怩たる思いがありますのは、介護保険でコミュニティソーシャルワーカーの配置を公的にすべきだと求めてきたんですけれども、結局国がやったのは公的配置ではなくて、生活支援コーディネーターという形で若干お金が出て、それに乗っかって民間でやられるということがやられました。在宅コーディネーターも制度はすでにあるんですけれども、介護保険と同じことを繰り返してしまっただけで、公的に保健師さんが高齢者全体の生活を支えいく、そして医療とつなぐ、という役割がどうしても必要だと私は考えているんですけれども、その点での保健師配置などの公的責任をどう果たすのか、再度その点だけお答えください。

**【知事・再答弁】**これはきちっと分けて考えないといけないのかなと思っておりまして、まず地域における市町村の地域包括ケアをきちっとやっていく。そうした中で地域保健の支援センターに保健師さんを配置されて、また保健師業務自身も市町村の方で回していく。それに対して京都府というのは、広域的な観点から、その人材育成やそういう足りないところのサポートに回るという形をとっているわけでありまして、その中では今76人の保健師さんが配置されている。そこを京都府としてどうやってサポートしていくのかということが一番大切ではないかなというふうに思っております。こうした時に、一概に保健師さんということではなくて、今の人材の状況を考えた場合には、できる限り多様な方々を多様に頑張ってもらえるような体制をとらなければいけないんじゃないかと。保健師さんが全てができるわけではなくて、地域でいろいろな状況を知ってらっしゃる方々がコーディネーターとしてやっていける場合もあるし、例えば家事支援とか買い物支援とかにおいては、やっぱり地域で頑張ってもらってる皆さんが、より高度な形でできるんじゃないかと。こういう総合的なやっぱり人材の体制というものを、私は地域包括の推進機構を中心として、京都府としては取り上げていかなければならないというふうに思います。

もう一点は、やっぱり財源の問題でありまして、簡単にやはり公的な人材を増やすことができるかどうか、このために私はやっぱりきちとした財源というものを安定的に作り上げていかなければいけない。将来にわたって景気に浮揚されることなく、しっかりと財源というものが確保されていかないとですね、これはいつまで経っても安定した状況にはならないと思っておりまして、こうした両面から京都府としても努力をしていかなければならないと考えているところであります。

**【光永・指摘】**地域包括ケアを充実させるという話でしたけれども、やはり元々は地域医療包括ケアと言って医療も含めて地域で本当に安定してみていくということが今後大事なわけで、とりわけ山城南医療圏では退院された方をどこでどう支えていくのか、ということ考えた場合に、公的な責任ということがどうしてもあるわけです。ですから、保健師の配置の形態は別にしても、在宅コーディネーターなど含めて、医療系の方が介護と連携して退院された方をみていくと、このルートができないと、これは成り立たないわけですから、そういう点では保健師さんがしっかりと配置されるということが必要なわけで、今医療ニーズや地域のニーズが広がっていますからね、今76人が配置されている、市町村の努力で配置されているんですけれども、これ京都府としても人材育成とか研修とかいう話じゃなくて、実際の配置のところでどうするかということが、今ぎりぎり問われているんだと、そういう点で本府の努力を厳しく求めておきたいと思っております。

## 教育民泊を今ある地域の持続をはかる施策として進めるべき

**【光永】**それでは次の質問に移ります。次に教育民泊について伺います。

民泊は、インバウンド観光客が増えたことで、都市部の空いているマンションなどを、インターネットでマッチングさせ、宿泊させることによる様々なトラブルが起っています。7月に本府が発表した民間施設の現況調査では、仲介サイトに掲載された136件のうち、旅館業法許可が27施設、営業中止指導をしたのが49施設、実態がつかめないものが50施設もあるとされており、この問題の法規制等対応が急がれています。

一方、本府は農林漁業体験民宿として、客室延べ床面積が33㎡未満で、建築、食品衛生などの基準をクリアした施設が現在76件あると聞いています。農家に宿泊し、農業体験をし、農村の雰囲気を体感する農村民泊への注目が集まっていると言えます。

そこで、私は農家や中山産地の持続的発展という観点から数点について伺います。

2014年に策定された「国土のグランドデザイン2050」をふまえ「まち・ひと・しごと総合戦略」が示され、全国の自治体で策定されました。策定された「総合戦略」は、国が示した政策分野「安定した雇用創出」「ひとの流れをつくる」「若い世代の結婚・出産・子育て」「地域づくりと地域連携」の4分野を、京都府の場合は順序を入れ替えただけで同じ構成となっていますが、他府県もほぼ同様になっています。これらは政府による交付金や補助金も含む誘導策にとびついているもので、まさに今後、自治体の自律性と住民参加が求められると考えます。

一方、2014年出生数は102万人、死亡者数は127万人で、亡くなる方は今後も増加する傾向のため、今後、出生率が増えたとしても、人口が安定するまでには相当な時間がかかります。したがって、今ある地域や集落、そこに暮らす人々を、切り捨てることなく、決して絶やさず存続できるかどうか、持続的発展にとって欠くべからざる重要な課題で、その点で行政の果たす役割は極めて大きいと考えます。

そうした観点から、中山間地の暮らしをどう持続していくのか、活性化していくのかについて、真剣な具体化と実践が必要です。その鍵は、内発的な発展をどう経済でも雇用でも暮らしでも貫けるかどうかであり、その具体化の一つとして私はいわゆる田舎での宿泊を伴う体験が、地域に活力を生み出している例に注目をいたしました。

すでに2003年から教育民泊に取り組み、十年かけて年間1万人の受け入れを目標にした沖縄県の離島・伊江島では、年間300校以上、のべ5万7000人と大きく超えています。伊江島では、「民泊で修学旅行生が来る晩は、うちの肉が全部売り切れるんだよ」と肉屋の店主が言われたそうですけれど、前金で民家に渡したお金が一晩で島中にばら撒かれるという非常にわかりやすい経済波及効果となっています。また、民泊で体験する内容は、民家の家業や考え方により異なり、観光協会や伊江村がメニューを定めているわけではありません。ただ、ひとつだけ受け入れ世帯が守るべき原則は、「お客様扱いをしない」ことのようにです。日常をそのまま家族のように体験することで、生徒たちは本物、リアルな田舎や人間関係を体験し、また、民泊を提供している人には、やりがいや誇りが生まれ、地域にお金が循環をいたします。農家は兼業農家や退職後の方が多く、民泊で儲けるといふより、副収入として役に立つものになっていることも重要な観点かと思えます。

こうした取り組みは全国で広がっています。おとなりの兵庫県では「但東いのちの教育民泊」として中学生たちが100人単位で宿泊し田植えなどの体験をしておられます。

全国では、2014年に修学旅行に行った小中高生は340万6千人、そのうち京都には109万6千人、三人に一人は京都に来ており、中でも中学生は三人に二人が京都に来ています。そのうち、中山間地に宿泊を伴うものが少しでも取り込まれることになれば、地域の活性化や副収入になり、また子どもたちにとっても貴重な体験になるのではないのでしょうか。そこでまず全国で広がる教育民泊の取り組みを、どう評価されているのか、ご所見をお示ください。また、本府での今後の本格的な取り組みを進める上で、教育民泊を「観光」や「誘客」という観点からのみでなく、今ある地域の持続をはかる施策としてとりくむ必要があると考えますが、いかがですか。そのための本府の課題はどう考えていますか、お答えください。

## 府圏域を超えた教育民泊の自主的取り組みの支援を

【光永】さて、本府の教育民泊は、南丹で、美山を中心に一般社団法人京都丹波・食と森の交流協議会が京都市内の生徒を中心に少しずつはじめられています。他方、京丹後市や豊岡市、福知山市、丹波市で「教育民泊の広域連携」に関する自主的な情報交換が行われ、最近では舞鶴市や朝来市も参加され、今後の具体的連携をめざした取り組みが進められているとお聞きしています。こうした動きの背景には、小さい集落だけで

は宿泊を伴うため、一定の規模が必要であるとともに、地域そのものを存続させる一つの取り組みとして、教育民泊をすすめたいとされる自治体があるためです。こうした中、広島県と山口県では、県をまたいで共同した取り組みが行われ、今年度中高生で1万人を超える勢いで教育民泊が広がっています。昨年、広島平和祈念資料館を訪れた修学旅行生は33万人で、それらが一泊は広島や山口の民泊を利用し、ありのままの漁村や山村の姿を体験したことになっているようです。また長崎県と佐賀県では両県がいち早い段階から連携構想があり、その結果、長崎県松浦市等の受け入れがすすんだとお聞きしています。そこで、本府でも、関係自治体および関係者と連携し、これら自主的取り組みが府県域を超えて進むよう柔軟な対応、支援をすべきと考えますが、本府の基本的な考え方と具体的支援策をどうされますか、お答えください。

さて、こうした取り組みがすすむためには、宿泊する場所を増やすことが必要です。現在、全国では一定の条件のもとで小規模な受け入れのみを認める「民泊ガイドライン」が京都府を含む21府県で制定されています。その多くが児童生徒の教育目的を条件にしています。同時に、田園回帰の流れがあるように、いわゆる田舎での暮らしをめざしたいとする人たちが一定数いることも事実ですが、今の条件では「農林漁業者」に限定しており、その実現のハードルの一つとなっています。そこで現在のガイドラインを見直し、対象を一定の条件付きで非農林漁業者にも広げることが必要と考えますが、いかがですか。その具体的メドも含めお答えください。

## 「調べ緒」原材料の確保を

最後に一点、要望しておきます。

私の地元左京区に、調べ緒作家の山下雄治さんという方がおられます。調べ緒とは小鼓・太鼓・締め太鼓などを調律する麻の紐のことで、太鼓の音色を整える重要な一部として柔らかく、しなやかで、しかも麻特有の光沢と鮮やかな染色により、能や歌舞伎の舞台を飾る工芸でもあります。したがって、調べ緒は日本の伝統芸能の命綱といっても過言でないにもかかわらず、山下さんは、宗家五代の全国唯一の保存伝承者であり、その技術は京都で山下さんの弟子1名を入れて5人です。この調べ緒を製造する行程は、きわめて長く複雑で、手仕事で行われるものですが、なんとといっても原料の上質な麻の入手が困難なことが、大きな課題となっています。現在、中国から輸入されているとお聞きしていますが、品質の点で素人の私が見ても課題があると感じました。

良質な麻の生産農家がある栃木県鹿沼市では、10年かけて栃木県農業試験場鹿沼分場が無毒麻「とちぎしろ」の成育に成功し、県認可の大麻取扱者免許をもつ農業者が県外持ち出し不可の種子を生産されています。宗家の山下さんらは、麻の生産も含め伝統工芸として取り組まなければ今後の技術が途切れてしまう、とスピード感をもった動きを求めておられます。北海道北見市では、麻を特区指定し、今後の生産を支援しようとする動きもあるとお聞きしています。先日、厚生労働省の担当者とも連絡をとり、まずは鹿沼市の生産農家との直接相談の道が開かれましたけれども、今後、伝統工芸を維持し発展させる上で、本府としても許認可権者として、情報収集と連携、対応を部局横断で取り組んでいただくことを強く求めておきます。

以上で質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

**【農林水産部長】** 農作業等の体験学習を行う、いわゆる教育民泊についてであります。この取り組みは、子どもたちが農林漁業体験を通じて食を生産することの苦労や喜び、生産者への感謝を感じることで、地域にとっても若い人たちとの交流を通じて地域に元気を与えるなど、農山漁村地域の持続的な発展に貢献するものであり、その定着・拡大に取り組んでいるところであります。

現在、いわゆる地域協議会として、京都丹波・食と森の協議会があり、府内の学校だけでなく、台湾など海外からも受け入れ、取り組みが始まった平成25年度に比べ、約7倍の556名の受け入れにまで拡大し、地域一帯となった取り組みが行われているところでございます。

しかしながら管内の受け入れ可能施設数は、25年度の27施設から143施設に増加したとはいえ、150人を超える規模となりますと、受け入れを断らざるを得なかったことや、学校側からは、緊急時の巡回等を考えるとできるだけ近接したエリア内での受け入れ施設の拡大が望まれているところでございます。このため協議会と府、市町が連携して、受け入れマニュアルの作成や集落ごとの研修会の開催など、きめ細かい支援をしているところであります。

また、府域を超えた取り組みへの支援についてでございますが、昨年9月、豊岡市・京丹后市が中心とな

って、近隣の7市関係者が教育民泊についての情報交換会を開催したところでもあります。受け入れ施設数の拡大が課題となります中、広域連携による施設数の拡大は、教育民泊を拡大していくうえで効果的でございます。したがって、今後とも南丹地域の課題と成果と共有しながら、丹後王国「食のみやこ」で行っております農家民宿の人材養成講座の活用も含めまして、関係者と共に議論を進めてまいります。

次にガイドラインの見直しについてでございますが、農林漁業体験を伴う宿泊の多くは、体験学習にかかります指導料として対価を受け取り、旅館業法上の許可を要しない形で実施されているところでございますが、宿泊業として行う場合、従来農林漁業者に限定されておりました客室面積要件について、本年4月に旅館業法施行規則が改正され、農林漁業者の方以外にも同様の緩和措置が受けられるようになったところがございます。本府のガイドラインとなります農林漁業体験民宿の確認に関する要領は、面積要件の緩和が農林漁業者に限定されておりましたことから、旅館業法に基づく営業許可手続きが円滑に進められますよう、許可申請の事前の手続きとして農林漁業者に該当するかどうかの確認を行うことを主目的としたものであります。このため、農林漁業者の方以外につきましては、要領に基づくことなく営業許可の申請が可能となっているところがございますので、見直しを行う必要はなく、許可申請の審査の中で、都市・農村交流や地域活性化の観点から、効果的な農林漁業体験が提供していただけるのかにつきまして、相談等も含めて関係部局と共に丁寧に対応してまいります。

## 9月定例会一般質問

さこ 祐仁議員（京都市上京区）

2016年9月21日

### 北陸新幹線「延伸」による地元負担を明らかにすべき

【さこ】日本共産党さこ祐仁です。通告にもとづき、知事並びに関係理事者に質問いたします。

最初に、北陸新幹線「延伸」問題について数点、お伺いいたします。北陸新幹線の京都を経由する「延伸」計画が急浮上してきています。与党推進チームや知事は、「東京一極集中」に対抗する「関西メガリージョン（大都市圏域）」構想の必要性を強調し、地域が活性化するかのような夢を語っておられますが、幻想を振りまくものでしかありません。これは、これまでの地方の疲弊と東京一極集中をつくりだした反省もないまま、再び財界や大企業の「成長戦略」を進めようとするものです。

北陸新幹線「延伸」問題は、京都府全体、また府北部や中部地域で生活する住民にたいへん深刻な影響をもたらす重大な問題でありながら、何ら決まっていなかったことが浮き彫りになってきております。京都経由の新たな延伸計画について、「結論とルート先にありき」で計画が決定されるようなことがあってはなりません。

直近の「長野—金沢」間の総工事費は約1兆7800億円といわれ、およそ3分の2を国が、3分の1を地方自治体が負担しています。現在、小浜—大阪間の北陸新幹線延伸での建設費の京都府や沿線自治体の地元負担がどうなるかは定まっておきませんが、約1兆2千億円規模と推定されています。その3分の1負担となると莫大な金額となります。

1兆2千億円もの新規の大型開発工事の計画を、厳密な調査も具体的な検証もせずに安易に決定していいのでしょうか。現在、地方交付税の削減などにより、ひっ迫している地方自治体が巨額の財政負担に耐えられるのか、結果として住民生活へのしわ寄せがどうなるのかなど大きな問題があります。どこの自治体でも「財政危機」のもと「行財政改革」が進められ、大幅な人員削減や福祉予算が削減されてきているときだけに、財政負担の検討抜きに、まず「新幹線建設ありき」と言うのではまったく筋が通らない話ではないでしょうか。地元自治体の財政負担はどうか、住民負担はどうかを明らかにすべきではありませんか。

### 知事は舞鶴駅設置を推奨だが、周辺自治体への影響は検証しているのか

【さこ】整備新幹線は、莫大な建設コストをかけて整備されるものですが、停車駅が限定されており、かつ並行在来線が縮小、廃止されることにより、多くの場合、沿線地域の期待するような「活性化」には結びつかないのが現実です。

この夏、長野県と福井県に調査に行きました。長野県では、オリンピック前の1997年に開通した新幹線により東京～長野間の所要時間が半減された効果と交通アクセスが改善され、長野県北部は東京から日帰りでの出張や観光が可能な地域となり、その結果、長野市内に支店や営業所を構えていた大手企業は拠点の閉鎖や縮小を進め、また、観光客も宿泊から日帰りにシフトすることで旅館やホテルの客数が減少し、地域経済はむしろマイナスが大きいという指摘もありました。経済センサス調査の事業所数によると、長野県内の事業所数は、新幹線開業の前年である1996年までは順調に右肩上がり伸び13万3597件とピークを迎えて以後、2014年の調査では、2万2300件以上減少し、11万1281件になっています。

また、佐久地域には4つの都市がありますが、新幹線駅が新設された長野県佐久市、佐久平駅周辺には大型商業施設が相次いでオープンしました。一方で、これまで佐久地域の商業中心地であった小諸市は、在来線の信越本線を引き継いだ第3セクターしなの鉄道とローカル線の小海線の駅とありますが、乗降客が減少し、近辺の大規模商業施設が相次いで閉鎖され、地元商店街もシャッター通り化し、小諸市の事業所数は1996年の2779件が2014年には2140件と23%も減少しています。同じ佐久地域でも大きく明暗が分かれています。

かりに知事の推奨する北陸新幹線の小浜ルート延伸で「舞鶴」駅を設置するとすれば、駅設置地域とその周辺地域、市町村にどんな影響を及ぼすのか、また「大阪圏」への人口と産業の「ストロー効果」が起こる危険性はどうか、十分な検証が必要だと思えます。

## 通勤・通学の足と利便性への影響を明らかにすべき

【さこ】整備新幹線着工の条件として、並行在来線をJRから経営分離することが「政府与党合意」の前提となっています。経営分離は、JRに地方ローカル線の切捨てを認めることとなります。先行開業地では、JRからの経営分離によって在来線の縮小・廃止、運賃値上げによる乗客離れ、経営困難が大問題になっています。「第三セクター」となった長野県のしなの鉄道は、開業時にはJR水準を維持したものの、経営悪化によりその後運賃や定期を45～61%値上げせざるを得ませんでした。「第三セクター」は新たな財源負担を地方自治体に押し付けたうえでJRの利益だけは最優先で守るという政府の運輸政策のもとでは、京都でも同じことが起こることは容易に想定されます。

福井県の「新幹線福井延伸と在来線を考える会」が2010年に実施したJR利用者1000人へのアンケート調査では、「特急の廃止、運賃の値上げなど行われ不便になり、新幹線延伸に7割以上が反対だ」と回答されていました。

綾部市のわが党市会議員団が、北陸新幹線延伸問題でお話を伺った自治会の役員さんらは、「新幹線よりも園部～綾部間の複線化が先ではないか。新幹線が通れば在来線が3セク化されるではないか」ときびしく批判されたとお聞きしました。特に、亀岡市長は「地元負担が生じたり、要望している園部～綾部間の複線化が遅れたりするようなら、そのルートは賛成できない」と京都新聞3月12日付けで報道されています。

JRの山陰本線、舞鶴線、福知山線をかかえる京都府域で地域住民の「通勤・通学などの足」と利便性にどのような影響があるのか府民に知らせるべきだと考えますが、いかがですか。また、並行在来線になれば、3セク化され、地元負担が増えますが、山陰線や福知山線の複線化については以前から地元からも要望が上がっています。いま急がれるのは、山陰線や舞鶴線、福知山線、京都丹後鉄道などの利便性向上とこれらを結ぶ地域交通網の充実ではないでしょうか。

## 北陸新幹線「延伸」は、国定公園や自然環境を壊す

【さこ】京都府域を通過する場合、「小浜ルート」については「京都丹波高原国定公園」を通過することになります。公園は、京都、南丹、綾部市3市と京丹波町にまたがる約6万9千ヘクタールもの地域です。由良川の源流にはブナや「芦生原生林」が残り、イヌワシやニホンカモシカなどの天然記念物が生息しています。また、周辺地域には「かやぶき屋根」の集落が点在し、自然林と一体的な景観を形成する貴重な地域を形づくっています。こうした豊かな自然環境と、景観を破壊することは許されないことです。ルート変更は別として、他会派からも由良川の原生林を通過し、水脈の変化が起こることに対しては批判がありました。福井県では、福井県敦賀市の中池見湿地地下にトンネルを通す計画に批判がだされ、ルート変更が行われています。北陸新幹線延伸ルートは、「京都丹波高原国定公園」の環境破壊につながると考えられますが、いか

がですか。お答えください。これまで府は、国土交通省にも意見を述べてこられました。国は、どのような返答でしたか、お聞かせください。

以上、多くの問題点があります。京都府は「ルート決定は国の調査待ち」とされています。延伸計画は莫大な経費を必要とし、並行在来線の三セク化は府民生活の交通手段の切り捨てになり市町の負担にもつながります。山積する重大な問題について、府内の自治体と地方議会で十分に調査し、検証を先行させるべきであり、地域住民に対し、すべての情報を公開することなしに強引に進めるべきではありません。

**【知事答弁】**北陸新幹線の延伸問題についてですけれども、北陸新幹線は昭和 48 年に東京－大阪間を整備することとして整備計画が決定されておりまして、すでに金沢まで開業し、現在敦賀までの延伸工事が進められています。今、金沢は非常に北陸新幹線効果で大変な経済的な効果が出てきているわけでありまして。現在、敦賀以西の整備につきましては、与党の PT の検討委員会でルート決定に向けた議論が進められているところでありまして、大阪まで通じなければ、これこそ今までの投資の効果が充分でないことは自明の理であります。

そして、もちろん北陸新幹線自身は、国家的な事業として行われるわけでありまして、概要を明らかにするのはもちろん国と JR であります。このため、国において現在、本年秋頃のとりまとめを目途に、所要時間、路線延長、概算事業費、需要見込み等、着工の判断に資する調査を実施しておりまして、その中で総合的な経済効果、こうしたものも明らかになっていく所であります。

地域にとりまして、自立的な地域社会をつくるために重要な施策であるのは間違いないというふうに思っておりますので、地元負担は、これは受益に応じたものでなければならないというふうに考えておりまして、国や与党 PT に対しても、受益に応じた負担になるよう求めてきているところであります。

北陸新幹線の建設財源ですけれども、迫議員もご存じだと思うんですけれども 3分の1 ではないですよ、実際。それは調べていらっしゃると思いますので、3分の1 ではないことをご承知の上でそうおっしゃってるんだとすると、人が悪いとしか私は言いようがないんですけれども、JR からの貸付両充当や交付税措置等によりまして、工事中の金沢－敦賀間では、だいたい概ね 1割程度に実質の負担はなっているということでありまして。この財源スキームが、この先どういうふうになるかということは、まだ決まっておきませんので、私どもとしましては、今後、国から事業費や考え方が示された段階で、議会や関係市町村とも相談をしながら、国に対ししっかりと財源負担措置がとられるように求めていきたいと思っております。

ストロー効果の話でありますけれども、そういうことをおっしゃるからきっと京都縦貫自動車道をはじめ高速道路でも冷たかったかなというふうに思いますし、そのために遅れてきた京都の北部、南部は取り残されてきて、蜷川府政のもとではですね、人件費 5割を占める中でインフラ整備が行われなかった。それを、今ようやく府域の均衡ある発展として我々は取り戻してきているということが、さきほどの質問の中で如実に表れているなと思います。ここでよく大橋健議員がですね、「近畿丹後鉄道（KTR）反対された共産党は」といつもおっしゃってたんですけれども、その充実を求められているということでありまして、そうした点では随分、主張が変わって来るんだなあと思います。

まさに、ストロー効果に対しては、どういう対策を講じるかということが大切なわけでありまして。京都縦貫自動車道でも、例えば、京丹波町はバイパスが無くなるのに対して味夢の里という手を打って、そこに 340 万の人が来るようにした。これ自身を否定するのではなくて、どう使うかという対策を講じなければならない。車や自転車が事故を起こすから車や自転車に乗らないというわけにはいかないんです。これからの未来に向かって発展するためにどういう形でやっていくのか。現に京都府北部の 7市町のみなさんが、一生懸命、北陸新幹線「京都府北部ルート」誘致促進同盟会を立ち上げているところでありまして、私は、こうした府民の声に耳を傾けるべきであるというふうに思います。

平行在来線問題につきましては、いまだルートの検討の段階で不明でありますけれども、この地域はいくつかの JR の路線がありますので、ようするに「新幹線を引くな」ということに近いわけですね。それは、滋賀で引けば湖西線の問題が出てきます。そして、JR のルートでも湖西線や山陰線の問題が出てきます。ですから、新幹線に反対されるのであれば、在来という形になってくるのであって、新幹線を引くのであればこの在来線の問題が出てくるんですよ。そのところを抜きにして語るのは、まず私は、おかしいということを指摘させていただきます。その上で、これはネットワークとして、私はしっかりと維持されるべきものであるとして、京都府としてもですね、国や交通事業者に対して必要な対応を求めるとともに、地域公共交通網の充実に向けて取り組んでいくべきでありますので、まさに、共産党こそ対応を明確にすべきではないかと

思います。

具体的には、山陰本線につきましては、京都府域の南北を貫く縦貫軸として、これまでから、JR 西日本や沿線市町村と一緒に山陰本線活性化勉強会を立ち上げ、今年度には地域公共交通網形成計画を策定して、今、助成制度の創設等を行うなど在来線の振興に取り組んでいるところであります。

環境問題につきましては、国に対しては、調査における自然環境への配慮を申し入れておりまして、国においても、国立公園に限らず地域の自然環境の保全については、当然配慮されるべきものとして調査を実施するとしているところでありまして、私どもは、そうした観点から国に対しても求めていきたいと思っております。

整備新幹線のルートにつきましては、国が決定するために、今、調査をやっているわけでありまして、まず、その話を聞いて、そしてそれを府議会にも報告して、府議会のご意見も聞いて決定すべきものであるというふうに、都道府県としての形はなってくると思っております。そうした中で、府域の中で最良のルートとなるように努力をしてみたいと考えているところであります。府域の均衡ある発展を実現するためにも府域のみなさまの多くの願いを、どう実現するかというのが私どもの願いでありますので、府議会の皆様の御決議等も頂きながら判断をしていくのが民主主義のルールだと考えております。

**【さこ・指摘】**いろいろと答弁をされました。まったく質問に答えてないところがありまして当惑をしています。現実には、今、調査がされていると。国が決定をされるということなんですけれども、その中で、知事は舞鶴ルートを推奨されております。実際に、これで地域が再生するんだという話をあちこちでされています。私自身も聞かせて頂きました。実際には、府民的な議論は全く、今、ないと。府は新幹線を舞鶴に加えて南部をも通していくという話が進んでいます。先行された事例は先ほど言いましたけれども、新幹線開業効果が過大に誇張されています。観光を中心とした特定産業のみに集中がされる。地域に暮らす大部分の経済主体の方々の波及効果は非常に小さいんだということがわかります。しかも、在来線が三セクになっていく、住民の交通の利便性が守られてこない、自治体への財政の負担が押し付けられてくると。振動や騒音など環境問題、どれをとっても県民や沿線住民の方に重大な影響を与えていました。

こういう状況の中で、府民に何が問題なのかということが知らせていくということが大事だと思っております。長野県は在来線を分離しないように働きかけたんですけれども、政府与党の合意で三セクになっております。実際に三セクになって行政の支援なしには維持ができないと。だから長野県は在来線を守るという協定書を市町村と締結をされております。赤字になっても守るんだと厳しい覚悟があるんだということが言われておりました。そういう中で、在来線がこれからどのようになっていくのかという問題。京都府では、新幹線開通が地元の方々、また周辺自治体にとってどういう影響があるのかということも多く視点から問題を明らかにしていった府民的な慎重な議論を行うべきだということ、強く求めておきます。

## 南山城村メガソーラー計画は、業者が誠実に対応するよう指導を

**【さこ】**次に南山城村メガソーラー計画について質問します。事業主であるファーストソーラージャパンプロジェクト6合同会社は、2015年12月に京都府に事業計画書を提出しましたが、当時の施行業者が暴力団との関わりがあったことが告発され、その後、5月26日に事業の見直しを府に提出しました。

新しい事業計画は、反対の強かった計画地南側の月ヶ瀬ニュータウンを建設によって生活環境に影響を及ぼす範囲外にするために、開発地を北側に集約化し、2つの丘陵地の間にある谷を埋め、平坦にしてパネルを置く計画です。谷筋を流れていた河川の流れる路を変更するなど前の計画とはまったく違う内容になっています。

新しい事業計画では、縦覧広告、地元説明会の開催、住民意見の聴取など、条例に基づく手続きを最初から行うことが原則となっています。府も「関係自治体に説明して改めて協定を結び直すこと」と指導し、月ヶ瀬ニュータウンも対象としていますが、8月28日に行われた地元説明会では、自治会長が「ニュータウンを開発の影響範囲内としているのか」との質問に対し、事業者は、「府の指導範囲と我々の特定した影響範囲とは違う」などと答弁しています。

さらに、「押原、奥田、今山3区はもともと協定書を結んであった」と言って、府の指導に基づく新しい協定書の締結の必要性を3地区の住民に説明せずに、前の計画書の継続のままですまそうとしています。このように業者は誠実に対応せず、府の指導に従っていません。これでいいのでしょうか。

そこで伺います。新たな計画書は不備があるということで、本府は低周波、気温上昇、反射光等に関する

指導をされていると聞いていますが、本来、整った計画書が出てきたときに「提出日」だと考えます。京都府環境影響評価条例の改正施行日は6月1日以降ですから、改正規定を適用して指導すべきではありませんか。また、再提出された計画書にもとづいて、本府は、月ヶ瀬ニュータウンも住民合意の対象だとしていますが、業者は誠実に対応していません。本府は、どのように指導されますか。

## メガソーラー計画は、南山城村の自然環境を破壊する

【さこ】開発予定地にはオオタカの飛翔や絶滅寸前危惧種のイワツバメなどが多数確認されています。日本野鳥の会が奥田山の鳥類調査を4月1日～7月3日まで夜間も含めて実施されました。その結果、68種の野鳥が確認され1297の個体数が確認されました。京都府は「京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例に基づく「指定希少野生生物」25種を定めています。そのうち3種が小学校や幼稚園のすぐ側で確認されています。南山城村は「自然の宝庫」であり「湿地が回復し、絶滅危惧種が繁殖しやすい状況がある」と住民の方や日本野鳥の会が指摘されています。

しかし、すでに南山城村北大河原では土地付き太陽光発電の分譲が行われており、そこからの土砂が砂子田川に流出し、希少生物に影響が起きています。さらに、(株)テラプロデュースが環境調査のために山にモノレールを7本も設置したため、オオタカなどの希少種の繁殖に影響を与えています。

南山城村は希少種の動植物の宝庫ともいえるべき地域です。8月12日の住民団体の申し入れで、京都府は「動植物の調査を継続する」と回答されました。本府は、この環境を維持し保全するために、どのように対応し、また業者を指導されるのかお答えください。

## 堀川団地の店舗家賃の値上げはやめよ

【さこ】次に、地元堀川商店街を含む堀川再生事業について伺います。

平成25年6月、9月議会で知事は「堀川団地の再生について伝統産業の振興と地域の活性化について、大事なことは新しい取り組みと従来からいらっしゃるみなさんとの調和、共生することが非常に大きな課題であり、地元の商店や住民のみなさんの理解と協力が重要で、そのために個別に商店や住民のみなさんのそれぞれの事情について相談をさせていただいて取り組んでいく」と答弁されました。

ところが、平成29年度実施予定の堀川商店街2棟の耐震改修工事と来年3月末に契約が満了する定期借家の店主について京都府住宅供給公社の説明会が7月19日に開催され、定期借家人の店舗の家賃を約2倍に引き上げるとの提案がありました。「提案が呑めなければ契約をしない」との説明が行われ、「このままでは店をやめなければならぬのではないかと不安になった方も多くおられます。

堀川商店街振興組合は組合員アンケートなどを行ったところ、今回提案の約2倍の店舗家賃引き上げはあまりにも高いこと、また新たな2棟の耐震化にあたり、店舗の移転費用、騒音やほこり対策、休業補償など多くの問題点があるとし、「要望書」を8月16日に府公社へ提出されました。府公社は8月23日に役員との話し合いを実施し、今後も提案についての話し合いを続けることと、「要望」については回答を行う旨の返事があったと聞いています。

そこで伺いますが、堀川団地商店街の突然の店舗家賃の約2倍の値上げはやめるべきではありませんか。これまで府が店主や住民に示されてきた「商店や住民のみなさんの声を聞いていく」という約束は責任をもって守るべきではありませんか。

【山口環境部長】南山城村のメガソーラー建設計画にかかります環境影響評価等についてでございますが、メガソーラーの建設計画につきましては、昨年12月3日に事業計画書が提出され、地元自治会との合意形成にむけた協議等が進められたところでございますが、その後、事業者が自ら見直した新たな事業計画書として本年5月26日に当初計画の廃止届と同時に提出されたものでございます。このように、今回の新たな事業計画書が環境影響評価条例の対象事業を拡大する規則改正の執行日6月1日でございますけれども、それより以前に提出されていること。また、その内容等を精査したところ、経過措置の規定が適用されることから今回の建設計画が、環境影響評価条例の対象事業となるものではございませんが、現在、所管部局において事業者への指導が継続されており、こうした状況等もふまえ、今後とも南山城村と十分に連携し引き続き適切に対応してまいります。

また、豊かな自然環境を次世代に継承するため、京都府ではこれまでから「京都府絶滅の恐れのある野生

生物の保全に関する条例」にもとづき、生物多様性の確保に取り組んでいるところでございますが、南山城村の地域におきましてもカスミサンショウウオなど指定野生生物の生息が確認されていることから、その生息状況等について継続的なモニタリング調査を実施しているところであり、こうした取り組み等を通じまして、この地域の自然環境の保全に努めているところでございます。

さらに、事業者においては、現在、京都府の指導のもと、環境影響評価条例に基づく技術指針により動植物の生息状況や河川の水質等について自主的な環境アセスメントを実施しているところであり、こうした調査結果等もふまえて、今後とも適切に環境配慮措置をおこなうよう引き続き事業者を指導してまいります。

**【松本農林水産部長】**南山城村のメガソーラー建設計画についてであります。新たな事業計画書は林地開発行為の手続きに関する条例にもとづき、本年5月26日に提出され、形式的要件に適合していることから、事業計画書の提出を受け付けたところでございます。京都府といたしましては、事業計画書に記載されている騒音等の影響範囲に対し、その妥当性について関係自治会に説明されていないこと、従前の計画で地域住民等から提出されました意見書に記載のありました低周波、気温上昇、反射光などの影響について、住民の不安があること等から月ヶ瀬ニュータウンに影響が生じる範囲から除外する明確な根拠がないものと判断し、条例の主旨もふまえて、生活環境に影響が生じる恐れのある地域を、前計画どおり4自治会として手続きを進めること、加えて、新たな事業計画における変更点等について関係自治会に充分説明すること、そして事業者を指導してきたところでございます。

こうした指導によりまして、月ヶ瀬ニュータウンを含みます関係自治会に対し、条例の手続きに先立つ説明として7月～8月にかけて事業者による説明会が実施されたところでございます。また、現在、事業者におきましては、自主的な環境アセスメントが実施されているところでもございますので、こうした調査結果もふまえて、地域住民の不安や疑問が解消されるよう今後とも条例の主旨にもとづき、また、南山城村とも連携のうえ地域住民との間で合意形成が図られるよう引き続き事業者を指導してまいります。

**【山本建設交通部長】**堀川団地についてでございますが、この団地は京都府と京都府住宅供給公社がアートと交流をテーマに、地域と一体となった賑わいと活力ある団地を目指して整備を進めているところであり、現在、全体6棟のうち両端の2棟の建替えと、それからその内側、中4棟の改修を進めているところでございます。堀川団地商店街の店舗家賃につきましては、府の住宅供給公社が堀川団地再生事業の中で改修を進めている中4棟の改修の進捗と合わせまして、改修にかかる費用を含めた収支の計画、近隣の市場家賃をふまえて検討を行いまして、今年度末で期間満了する定期借家店舗の再契約の条件として、去る7月に開催されました堀川団地商店街協同組合への説明会で、公社より提示をされたものでございます。

再契約などに係る家賃などの条件につきましては、店舗間のバランスでありますとか、あるいは個々の家賃設定の合理性をふまえて、公社において総合的に判断した上で、公社と商店街の双方の意見調整が図られることが必要というように府としては考えているところでございます。このような観点から公社に対する指導をおこなっており、公社で、現在、商店街と話し合いを続けているところでございます。今後も、府として、入居者の理解も得ながら堀川団地再生事業を進め、地域全体を活性化出来るように取り組んで参りたいと考えております。

### **【さこ・指摘要望】**

南山城村のメガソーラーですけれども、事業者は府の指導があるということなんですけれども、具体的になかなか従わないような説明会での発言等もあったというようにさきほど紹介をいたしました。事業者による府の条例や指導に従わない開発を許してはなりません。府は、事業者に対して、地元自治会や地域住民の意向をしっかりと踏まえて林地開発手続き条例、府環境影響評価条例の徹底と指導を強く求めておきます。

堀川団地の再生問題ですけれども、最初の「約束」がしっかり守られていけばこういう事がおきないんだらうなと思っていますが、商店街の方々は、「これからも営業していきたいと思っている私たちを『堀川団地再生のアートと交流』という目的で、値上げに応じなければ追い出していく、との考えが見え隠れしている」と怒っておられました。これまで約60年間、事業者がいて商店街は存在し、地域発展に貢献してきました。堀川商店街の耐震化以外にも上長者町団地、榎木団地の建て替え計画により事業者が次々と廃業や店舗移転をされています。建て替え後に、その場所での営業を望んでも府の事業目的に合わない個店は営業を認めな

い、また建設の移転に伴う補償が次の店の設備投資ができない不十分な内容ともお聞きします。

今回の値上げの提案と現場での対応は、これまでの知事答弁にも基づいていませんし、小零細企業の持続的発展にも反するものだと強く指摘しなければなりません。

最後に、西陣・和装伝統産業で要望いたします。原田議員も質疑されましたが、補正予算に「織物産地創生支援事業費」が提案されています。当初予算「生産基盤支援事業費」は予想を上回る申し込みがありました。西陣地域では、「織機の設定更新を計画したがもう申し込みが終わっていた。何とかしてほしい」との要望が多数あります。私はこの制度の通年化を求めています。織物産地西陣の再生のために、さらなるお力添えを要望して質問を終わります。

## 9月定例会一般質問

西脇いく子議員（京都市下京区）

2016年9月23日

### 児童虐待対策の強化へ、市町村への支援の強化を

【西脇いく子議員】日本共産党の西脇いく子です。先に通告しておりました通り、知事ならびに理事者にお聞きします。

はじめに、子どもの虐待問題に関わって伺います。全国で、児童虐待対応件数は依然として増大し、子どもの生命を奪う重大事案や心理的虐待が後を絶たない下で、本年5月に、国において児童福祉法が全会一致で改正されました。

今回の改正の重要な点は、「全ての児童は児童の権利に関する条約の精神にのっとり、児童の年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の権利が優先して考慮される」という条文が初めて加えられ、子どもを保護の対象から権利の主体に転換する画期的なものとなったことです。また、その下で、児童虐待について、「発生予防から自立支援までの対策の強化等とともに市町村及び児童相談所の体制強化等について所要の措置を講じる」ことも明記されました。

この理念を生かすために、国はもとより、府としての役割がいつそう問われているのではないのでしょうか。その立場で、以下の数点について伺います。

法改正では、虐待の未然防止や早期発見の観点から、市町村として母子保健事業と、子育て支援事業等や、関係機関が把握した問題や相談等について、家庭児童相談室などの窓口へつなげることの重要性等とともに、一時保護などハイリスクで専門性を要する事例などは従来通り児童相談所で対応する一方、それ以外の、身近な地域で在宅支援、継続的な支援が必要な事例については児童相談所から市町村へ送致されることになりました。

また、施設を退所した子どもが安定した生活を継続できるよう、相談や定期的な訪問などで子どもを支え見守るとともに、家族が抱えている問題の軽減化を図ることなど、市町村の役割がいつそう重視されています。

そこで数点伺います。

まず、市町村の職員の人材確保にかかわってです。平成16年の児童福祉法改正において、市町村の努力義務が規定されましたが、地理的な条件や低額な人件費のために、保健師など必要な専門職員が十分に雇用されず、家庭児童相談室や保健センターなどの虐待対応の職員は、地域包括支援センターや保育園など、他の業務との兼務となっている場合が少なくありません。市町村によっては、ケース訪問も月1回程度がやっとという状況のままとなっており、市町村での専門職の配置は大きなばらつきがある状況となっています。

現在、専任の正職員と嘱託職員を3名ずつ雇用されている八幡市におきましても、今回の児童福祉法改正に伴って市町村が対応すべき事案が大幅に増えるとの見通しのもと、京都府に対して、相談員の体制の充実を求める予算要望を行なっておられます。

また昨年3月の「京都府児童相談業務評価検証部会」でも、「市町村職員に虐待対応に関する専門家が不在であり、専門家を入れて対応していく必要がある」との指摘がされていました。市町村における児童福祉

司たる有資格者や、保健師など専門職員の拡充は待ったなしの課題となっています。

国の責任とともに、市町村の努力だけに任せるのではなく、府としても市町村の専門職員の増員のための支援策が必要だと考えますがいかがですか。

次に、市町村の虐待対応職員の専門性について伺います。府内市町村では、担当事務職員が2、3年で他部署へ移動することも多く、専門的スキルがなかなか構築できないことが課題となっています。京丹波町の担当者の方からは、「小さな町ではこれまで虐待対応事例が少なく、今後精神疾患や外国人の保護者など、ハイリスク事案への対応なども必要になったときにとっても不安だ」という声もお聞きしました。このように、市町村の職員の専門性をどう構築するのかということも、極めて大きな課題となっています。

市町村での具体的な研修の内容について、府としては、平成31年度を目途に国の方針を待って検討していくとのことですが、改正法の実施が来年4月からとなっているもとで、府としても急いで市町村への独自の研修計画を策定し、実施することが大事だと考えます。その中で、児童相談所や市町村からも要望として出されていたのが、虐待対応の職員を児童相談所に一定期間派遣し、虐待通告から確認、またその後の対応などについて、実際に仕事をしながら業務を覚えるという、いわゆる「寄り添い型」研修を取り入れることです。本府として、市町村とよく相談したうえで、今後このような研修を行うことも必要だと考えますがいかがですか。

## いっそう重要となる児童相談所の役割にふさわしく体制強化を

【西脇】次に児童相談所に関わって伺います。今後、児童相談所の役割を、専門的な知識および技術を必要とするケースへの対応、および市町村の後方支援に重点化することになってはいますが、先に述べた専門研修など、市町村職員の専門性を構築するためにも、児童相談所の役割がいっそう問われることとなります。

ところが、昨年私の一般質問でも取り上げましたように、児童相談所においては、ひとたび虐待通告があれば48時間以内に安全確認をしなければならず、担当者は24時間携帯を携帯し、気が休まることがないという状況が常態化しています。一時保護の判断に対して、虐待だと思っていない親から「子どもを返せ」とどなり込まれることもあり、そういう保護者とも信頼関係をつくりながら相談業務にあたるのは、時間もかかり、担当職員にとっては相当なプレッシャーとなっています。その上に遠隔地の一時保護所に送致される子ども達の面会などを半日かかり以上で行なうなど、時間のかかる業務も多く、府内児童相談所専門職員の平均残業時間は、月30時間以上という実態です。

今年度、心理判定員が1名、家庭支援総合センターに増員されましたが、現場の実態からみればまだまだ不足をしています。引き続き、他の全相談所にも専門職員の増員が必要だと考えますがいかがですか。

この質問の最後に児童相談所と医療との連携に関わって伺います。児童相談所に措置された子どもの中には、発達障害が疑われる子どもも少なくないとお聞きしました。その子どもについて、福祉的な支援が必要なのか、医療的支援なのかという見極めが必要であり、そのために、相談だけでなく診断もでき、場合によっては必要な薬の処方もできる専門医が必要です。ところが現在、そのような子どもを診断できる医師は、中北部では舞鶴子ども療育センターや福知山市民病院など限られているのが現状です。北部医療センターにおいても3年前から一部実施されるようになったとお聞きしていますが、月3日程度ではまだまだ不十分であり、充実させるべきだと考えますがいかがですか。

【山田知事】西脇議員のご質問にお答えいたします。

子どもの虐待問題でありますけれども、相変わらずやはり、全国では10万件を超えるという児童虐待相談件数がありまして、子どもの命が失われるという痛ましい事件も後を絶たないという状況であります。そういう中で児童福祉改正法の法改正が行われまして、すべての児童は健全に育成されるように、国、党道府県、市町村のそれぞれの役割・責務が明確化された。その中で、一番やはり児童に対する身近な場所で支援を行ってくる市町村の業務というものがですね、重要視されているという形になります。都道府県は市町村への助言、適切な援助、専門的・広域的な業務に当たるとされておりまして、国はそうした児童が適切に養育されるための体制確保について責任を持っていくという役割分担の中でいま、取り組みを進めているところであります。

とくに児童虐待の対応につきましては、市町村において、子育て世代の包括支援センターを設置し、妊娠や子育ての不安、孤立等に対応する総合相談や情報提供などの切れ目ない支援による虐待の未然防止を図っ

ていく、という形になっておりますし、市や児相のほかに、教育機関や警察、福祉医療団体などで構成する、市町村要保護児童対策地域協議会への専門職員配置による、迅速・正確な対応、その役割が強化されたところでもあります。急に虐待が始まるのではなくて、妊娠、そして出産、子育て、こうした中でですね、いろいろな、だんだんだんだんギャップが出てきて、虐待に入ってくる場合があるということでもありますので、そういう各段階で見なければいけない、何か虐待の専門家を置いてすぐということではなくて、そういう切れ目のない支援の中でですね、子どもたちが健全に育つ環境をつくっていかねばならないというのが、今回の法改正の一番根幹ではないかと思えます。京都府といたしましても、子どもの発育上の課題、家族のアセスメントなどにつきまして、市町村への助言・援助を行いますとともに、児童相談所長の権限によりまして、ここは緊急保護や立ち入り調査など、専門的な観点からですね、緊急な行動を行っていく、さらに、とくに様々な支援措置の中では、市町村職員の研修ということを重点的に行っておりまして、市町村へ通告された事案に対し、どうアセスメントしどう対応していくかという判断をできる力をつけていく、これが寄り添い方研修だと思えるんですけども、そうした観点を今行っております。その中では、虐待を受けた子どもへの面接をする具体的な方法ですとか、また親に対してどういう形で暴力によるきちとした対応ができるかという支援のプログラム、スキルの習得など、こうした実践的な研修を実施しておりますし、さらに専門的な資格を取得するためにはですね、専門的な研修が必要でありますので、こうした研修を京都府が行って、市町村職員が36名、こういう中で資格が取るなどの養成を進めております。さらに、困難な事例につきまちは、医師や弁護士等の専門家を、虐待防止アドバイザーとして派遣するなどですね、広域的な観点から人材の育成にも努めているところであります。

児童相談所における専門職の配置については、家庭支援総合センター設置前の平成21年度から28年度までに、私たちもこうした事態を受けて22名という大幅増員を行ってきたところでありまして、この結果、国の基準も上回っている現状がございます。しかしながら、今後ともやはり、相談件数の状況を踏まえ、また市町村との体制を、しっかりと連携を踏まえながら、ここは的確に対応してまいりたいと思えますし、市町村の皆さんが、例えばOJT、オン・ザ・ジョブ・トレーニングですね。要するに児相で研修したいというお話があれば、これは私どもは、都道府県において研修員制度がございますので、そうした中でも対応は可能だというふうに思っております。

発達障害児の支援につきましては、市町村の5歳児検診というのを、京都府は積極的に推進しておりまして、かなりレベルは高くなってまいりました。まだまだこれから進めてまいりますけれども、こうした中でスクリーニングを行いまして、医療面からの専門的な診察、相談が必要になった場合には保健所で実施する発達クリニックで対応する、さらに検査等が必要と判断された場合には、専門的な医療機関につないでいるところでもあります。そしてその専門的な医療機関につきましても、京都府におきましては、舞鶴子ども療育センターの移転、約15億円投じて行いまして、非常に立派な施設が完成をいたしました。そして、舞鶴医療センターとの連携によりまして、小児医療体制としても充実を図ってきているところであります。同時に、北部医療センターにおきましても、現在定期的に、ご指摘のように診断を行っているところでありますので、発達障害児の診断ニーズが増加する一方で、医師が限られている中で、どういう形で一番効果的にやっていくかということは、これは大きな課題だと思っております。医療的な支援に加えまして、保育所等の療育の専門職が訪問して支援方法の助言や療育法の開催等、福祉的な支援を組み合わせる中でですね、しっかりと対応していかねばなりませんし、また専門的な医師につきまちは、府立子ども発達支援センターに、府立医科大学から、小児科・精神科それぞれ2名派遣いただきまして、発達障害診断・診療できる医師の養成にも、積極的に取り組んでいるところであります。今後とも、こうした医師の養成、そして切れ目のない支援の下でですね、市町村と連携を強めながら、児童虐待の問題に取り組んでまいりたいと考えているところであります。

## 切れ目ない支援体制構築へ、府としてのいっそうの努力を

【西脇・指摘要望】ご答弁、ありがとうございました。子育ての支援策ですけれども、これはもちろん多様化しておりまして、それでも孤立をして、社会への不信を募らせて、そういった支援策を使えない親たちを、先ほど知事もおっしゃったように、切れ目なくどう支援していくかということ、これが重要なことは言うまでもないと思えます。

これまで市町村では、不十分な職員体制のもとでも、試行錯誤しながら、母子保健事業、それから子育て

支援事業、まさに切れ目なく行って、虐待予防をはかろうと、庁内はもとより、児童相談所をはじめ、関係機関と連携しながら努力をされているということ、これは私も目の当たりにしてまいりました。

同時に法改正で、児童相談所と連携しながらではありませんけれども、市町村として取り扱う虐待事案も増え、専門的な判断が求められることになるわけですが、現在、市町村ごとに、職員体制や専門性についても本当にバラバラで、児童相談所も、市町村自身も、今大きな不安を抱えておられているということ、このことも実感いたしました。

やはり京都府といたしまして、市町村ごとの職員体制や研修などの課題につきましても、その事情を積極的に掘り込んでいただいて、市町村の不安をなくすための、先ほどおっしゃった寄り添い型ですね、これはまさにOJT、実践型の丁寧な支援、これは強く要望しておきたいと思います。

それから児童相談所の専門職員も、格差と貧困がどんどん広がる中で、虐待事案は簡単にはなくならない、増加する可能性が高いと思いますので、国の責任とともに、ひき続き府として増員の努力を求めておきたいと思います。

最後の子どもの発達診断ですが、やはり適切な診断がされて、適切な薬が処方できる、そういう医師が必要だと、現場ではおっしゃっておられます。これはもちろん北部だけではなくて、南部でも、府全体で、そういった子どもの発達診断ができる専門医が少ないという状況ですので、こういった方たちの増員の努力を引き続き求めておきたいと思います。

## 府が直接責任を負うべき分野にまで外部委託が広がっているのは問題

【西脇】 それでは次に、自治体アウトソーシングについて伺います。

安倍政権は、アベノミクスの目玉として、「日本を世界一企業が活動しやすい国にする」ために、その妨げになっているあらゆる規制を徹底的に緩和することや、効率化を先進的・モデル的に進めてきた自治体に地方交付税を優遇するなどの方針を打ち出しています。そのもとで、すでに全国では、学校用務員事務や道路維持補修、庶務業務、情報システムの運用等に続き、図書館管理や博物館管理、児童館、戸籍・住民基本台帳業務、医療や保育、農業、交通、水道などの公共分野をアウトソーシングさせ、特定企業の利潤追求の場として開放する動きを加速化しています。

こういった国の流れと一体に、これまで京都府も「公的サービスの産業化」を打ち出し、指定管理者制度、独立行政法人化、PFI、公募型ポロポーザル、デザインビルドなど様々な手法を導入し、医療、保育、障害者、介護などのソフト事業も含めたアウトソーシングや、派遣会社だのみを加速化されてきました。その結果、2013年、14年の豪雨災害時にみられたように、現場の技術職員が不足と現場対応力の低下により、「府民公募型公共事業」の一括発注や、府の発注業務そのものを外部委託に依存せざるを得ない深刻な事態に陥っていることが露呈いたしました。

ところが、府全体の外部委託の状況は依然として増え続け、平成27年度の「京都府包括外部監査報告書」によれば、契約額は平成22年度に全体で327億978万円、委託件数は6646件が、平成26年度では377億672万円・7348件となっています。同時に、知事部局全体の正規職員は、平成22年度4579人から、平成26年度は4545人で34人減少した一方、非正規職員は1336人から1530人と、194人増加しています。

また、「建設業明日の担い手確保・育成事業」では100名の働き手を確保する目標で京都府建設業協会に委託を行なったものの、先ほどの包括外部監査においては、「建設業協会としても雇用創出には努力しているはずなので新たな雇用を生み出す効果的な施策は京都府独自で検討考案し、その上で業界団体と協議連携していく事でより効果的な施策を展開できた可能性があった」と、府の制度設計に問題があったと指摘されていました。

また、1社のみでの参加となっていた「京都府がん相談支援センター運營業務」につきましても、「必要な基準を満たさない事業者しかプロポーザル方式に参加しなかった場合には本来、再公募すべきで、それでもなお基準を満たさない場合は外部委託自体をやめるべき」だとの指摘がされています。また、3千円の商品券を交付する「重度障害者等緊急生活支援事業」については、株式会社JT Bがプロポーザルで契約し、結果的に対象人数3万3015人のうち4000人以上の方が申請されなかっただけでなく、1億2000万円の事業費のうちの3分の1がJT Bに経費として渡っていることも、これまで議会で指摘してきました。外部監査においても事前の検討が足りず、拙速で、業務執行方法そのものについて、事前の詳細な検討が必要だと

の指摘がされています。これらの、本来、府が責任をもって実施すべき事業において、なぜこのような事態になったのでしょうか。お答えください。

## 本来の公的責任を放棄し、不安定雇用を拡大する委託のあり方は見直しを

【西脇】全国では、東京足立区のように、戸籍業務を民間委託したものの、住民サービスの低下が起り、その上偽装請負せざるを得なくなった結果、法務局や労働局からの是正指導を受け、直営に戻さざるを得なくなった例や、全国の企業経営の保育の現場でも劣悪な労働条件や低賃金の結果、大量の保育士が一度に退職に追い込まれた事例が相次いで起こっています。

本府においても、府立医科大学病院の外来受付業務について業者が撤退し、結局 60 人余りの職員は直接雇用されたと聞いています。また府立医科大学の病院給食につきましても、1 年ごとに業者が変わっていますが、こうした、この間の京都府での相次ぐ業者の撤退と直営に戻った事態について、府としてどう認識されておられますか。また、この結果からわかるように、もともと始めから直営にしておけば、こういう事態は起こらなかったのではありませんか。お答えください。

次に府の公募型プロポーザル方式に関わって伺います。

北部振興の柱と位置付ける「海の京都事業」は、当初取り仕切ったのがリクルートで、各種事業のいくつかも他府県事業者となっていました。

「京都式地域包括ケア推進機構」は、2013 年度の人材派遣会社パソナから、2014 年度にはオムロンパーソネルへと、「金額が安い」という理由で変更されました。業務を支える人材が丸ごと変わった可能性もあり、事業の継続性、安定性からも極めて問題があります。平成 26 年から 3 年間で「正規雇用 3 万人」目標を実現する「京都ジョブパーク」の緊急雇用対策事業等については、55 の委託事業のうち、パソナへの委託が 20 事業・4 億 2324 万円で全体の事業費の約 4 割近くに。続いてオムロンパーソネルが 1 割を超える委託額となっています。また、「処遇改善公募型支援事業」についても、パソナに 4860 万円委託契約しています。

そもそも企業への外部委託では、物的経費は変わらない中、民間事業者が収益をあげようとする、必然的に公共サービスの担い手である労働者の処遇が引き下げられ、非正規労働が拡大していくことになります。正規の仕事確保や処遇改善の実現をめざす「京都ジョブパーク」事業で、自治体が率先して人材派遣会社等への外部委託を進め、不安定な派遣労働を増やすことは問題であり、やめるべきではありませんか。

また、全国の公募型プロポーザル方式で建設された公共施設の共通点として、ガラス張り・吹き抜けで見栄えばかりが強調され、業者の利益増につながる方式だと指摘する声もありますが、まさに現在の府立新資料館のことを言っているようではありませんか。

また、これまでの議会論戦の中で、全体像を全く把握せず、何がプロポーザルに適しているか否かの基準もないままであることも明らかになりました。

包括外部監査での指摘やこれまでの民間業者撤退等の事例を通じて、改めて明らかになったのは、京都府として「デザインビルド」や「公募型プロポーザル」など、府政のあらゆる分野の事業立案や計画づくり、執行体制や相談窓口まで、業務委託が当たり前になっていることではないでしょうか。そのことによって、府の職員の専門性とその蓄積を著しく低下させ、不透明で過大な税金の支出につながりかねません。

京都府の自治体本来の公的責任と役割を放棄し、不安定な派遣等の非正規雇用をいっそう助長する外部委託のあり方を見直すべきと考えますがいかがですか。また、今後、府として正規職員を拡充し、専門性を確保し育成する方向に切り替えるべきではありませんか。以上、お答えください。

【畑村政策企画部長】外部委託のあり方についてであります。民間のノウハウの活用も含め、いかにして効果的で効率的な業務運営を図りながら、府民満足の最大化を実現するかという観点に立ちまわして、主として定型的業務をはじめ、大量反復的業務や高度な技術・知識・ノウハウを要する専門的業務などを対象に、外部委託を行っているところでございます。例えば、プロポーザル方式による提案を受けまして、平成 27 年度には、リニューアルオープンした「丹後王国 食のみやこ」において、入園者数が前年度の約 5 倍となり、また同じくプロポーザル方式により受託事業者を公募しております「京都ジョブパーク」では、平成 27 年度の就職内定者数が 1 万人を超えるなど、大きな成果を上げているところでございます。

議員ご指摘の個別の事案についてでございますが、「建設業明日の担い手確保・育成事業」は、厚生労働省の「緊急雇用創出事業等実施要領」により、委託事業が対象となっております。京都府建設業協会に委託

をし、企画立案は府が主体となって、同協会と連携して行ったものでございまして、29名の雇用実績につきましては、近畿2府5県の中では最大というふうになってございます。

「京都府がん相談支援センター運營業務」、および「重度障害者等緊急生活支援事業」は、プロポーザル方式で実施することには問題はなかったんですけども、事前に明確な評価項目や採用基準を定めていなかったことや、スケジュールを含む事前の検討が不十分であったというご指摘を受けたものでございまして、これにつきましては、事前に評価基準を明確にする、またスケジュール等見直しを行うという改善を行いました、適切に対応したところでございます。

府立医科大学附属病院における外来受付業務については、雇用情勢が全体として好転したという影響によりまして、受託業者における人員確保が困難となったという理由で、7月から有期雇用職員などにより対応しているとお聞きをしており、また病院給食につきましては、平成26年度末で3年間の委託契約の契約期間が満了した後、平成27年度は1年で業者が変わりましたが、今年度からは従来通り、3年間は契約更新が可能な契約で、新たな事業者へ委託をしているというふうにお聞きをしております、いずれも公立大学法人におきまして、適切に対応されているものと考えております。

「京都ジョブパーク」での就業支援につきましては、キャリアカウンセリングを含めて、高度な知識・経験を要するものでありますため、職業紹介許可を受けております事業者を対象に、プロポーザル方式で受託事業者を公募したうえで、委託をしているものでございまして、ジョブパークの目的に矛盾するものではないというふうと考えております。

なお、平成27年度包括外部監査では、個々の案件について、いろいろと具体的なご指摘をいただいておりますけれども、全体的な指摘事項といたしましては、費用対効果等の検討を経て、民間にできる業務は極力民間に任せていくべきというふうになされてございまして、今後ともこの方向に即して、真摯に対応してまいりたいと考えております。

また、委託契約にあたっては、事業を所管する部局において、事業のコンセプトや成果目標をしっかりと設定をしたうえで、公募型プロポーザル方式による場合には、透明性、公平性を確保することが非常に重要でございますので、学識経験者等を含む運用委員会で、まずその適用の是非を審議をいたしまして、また事業者の選定に際しましては、評価点数等、選定結果を公表するなど、本年5月に、新たに事務処理基準を整備をいたしまして、適切に運用しているところでございます。

正規職員の拡充等についてでございますが、近年、団塊の世代が大量退職する中、新規採用職員の200人規模での採用などによりまして、必要な体制を確保いたしますとともに、知識・経験が豊富なベテラン職員からのOJTによる現場での訓練や、国の機関などが実施する専門研修への派遣などによりまして、職員の専門性確保に努力しているところでございます。行財政環境が非常に厳しい中で、今後とも、府民の安心安全と府域の活性化に向け、民間のノウハウも取り入れた効果的で効率的な府政運営に努めてまいりたいというふうと考えております。

## 府民サービス低下の危険も直視し、外部委託についての基準を明確にせよ

【西脇・再質問】私は、外部委託そのものを全て否定をしているのではないんですけども、これまでの、そして現在の委託のあり方が、介護や、それから障害者、医療など、そもそも民間委託になじまないような分野にまで広がっているのは、本来の自治体としての役割からみても問題ではないかということで、言わせていただいているわけです。

本府の新資料館におきまして、結局、現場の職員の反対の声を押しつけた結果、総ガラス張り建築となったために、予定以上にコストがかさんで、その穴埋めのために、電動式の書架から一部手動式に変更したという経過もあったわけです。それから府立医大病院の窓口や給食問題でも、民間委託にすれば、儲けを出すために低賃金にならざるを得ないと。その結果、労働者が集まらず、業者も撤退し、府民サービスが後退していくことにつながったわけです。京都府自身が、大量にこれまで指摘してきました官製ワーキングプアですね、これを生み出しているだけではなくて、アウトソーシングしても、必ずしもコストは安くならず、不安定経営は府民サービスの後退にもつながるということ、これは厳しく指摘をしておきたいと思っております。

本年、本府において、公募型プロポーザル方式での、先ほどもありましたけれども、事務マニュアルが作成されたということですけども、プロポーザル方式を実施することを、これは前提としたものだと認識しています。そもそも、介護や医療など一つひとつの事業が、本来外部委託にしているものかどうかですね、

これを判断するガイドラインそのものが必要だと考えますが、そのことについての再答弁を求めて、私の質問を終わりたいと思います。ご清聴ありがとうございました。

**【政策企画部長・再答弁】**西脇議員の再質問にお答え申し上げます。個々の事業につきまして、外部委託が適当であるか、あるいは直営が適当であるかということにつきましては、それぞれの事業毎にですね、効率性、安定性、効果的かどうかというあたりを、逐一ですね、確認をいたしまして、決めていくということが適当であると思いますので、そういう形でやってまいりたいというふうに考えております。

以上